

特許企業登録局（PACRA）
（ザンビア）
（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 ZM	特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア) 国内段階に入るための要件の概要	概要 ZM
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英 語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料 ¹	通貨：米国・ドル（USD） 特 許： 国内処理手数料 USD 115 最初の年金 ² USD 50 追加特許： 国内処理手数料 USD 115	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 最初の年金は国際出願日から4年以内に支払う。

Z M	特許企業登録局（P A C R A） （ザンビア）（続き）	Z M
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	<p>出願人がザンビアに居住していない場合には、代理人の選任³</p> <p>代理人の選任書（承諾書又は委任状）が要求される³</p> <p>国際出願の翻訳文3通³</p> <p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3, 4}</p> <p>出願人が発明者でない場合には、出願人が出願する資格についての証明書^{4, 5}</p> <p>出願人が先の出願の出願人と異なる場合には、優先権主張をする資格についての証明書^{3, 4}</p> <p>国際出願日の後に発明者の名義又は名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていない場合には、当該変更を証明する書類⁵</p>	
誰が代理人として行為できるか？	ザンビアで実務を行う代理人又は弁護士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の日から3箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。